

欧州連合司法裁判所，GOLDEN BALLS の商標登録について判示

2014 年 11 月 25 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、11 月 20 日、GOLDEN BALLS の共同体商標登録出願について、登録を認めた一般裁判所の判断を一部覆し、先行商標 BALLON D'OR（バロンドール¹：フランス語で「黄金の球」）の識別性又は名声を不正に利用し又は害しているか否かについてあらためて審理するよう、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）に事件を差し戻した。

【背景】

2007 年 6 月 25 日及び 10 月 1 日、英国の Golden Balls Ltd は OHIM に文字商標「GOLDEN BALLS」の共同体商標登録出願を行った。最初の出願は、ニース分類の区分 9、28 及び 41 に含まれるスロットマシン、ゲーム用具及びおもちゃ、テレビ番組制作等に関するもので、ふたつめの出願は、ニース分類の区分 16、21 及び 24 に含まれる紙、家庭用又は台所用器具及び容器、織物等に関するものであった。

2008 年 2 月 26 日及び 5 月 16 日、フランスの Intra-Pressé は上記商標登録出願についてそれぞれ異議申立を行った。これらの異議申立は、2004 年 12 月 24 日に出願され 2006 年 11 月 7 日に登録された、ニース分類の区分 9、14、16、18、25、28、38 及び 41 に含まれる宝石、紙、革、被服、ゲーム用具及びおもちゃ、電気通信、テレビ番組制作等を対象とする共同体商標「BALLON D'OR」に基づくもので、共同体商標規則第 8 条(1)(b)（先行商標との間で混同の虞のある商標登録の禁止）及び第 8 条(5)（名声を有する先行商標の保護）に規定する相対的拒絶理由を挙げている。

2010 年 5 月 19 日及び 31 日、異議部は両標識が類似していないと判断し、2 件の異議申立を退けた。

2010 年 7 月 15 日及び 27 日、Intra-Pressé は OHIM に審判請求を行った。審判部は、両標識は外観及び称呼の点では類似していないものの、観念の点では同一又は少なくとも極めて類似しており、同一または類似の商品及びサービスについて混同または連想を生じる虞が存在するため商標登録を拒絶すべきと判断し、その他の商品及びサービスについては混同または連想を生じる虞が無いため商標登録を認めるべきと判断した。また、審判部は、第 8 条(5)に規定する相対的拒絶理由については検討する必要性が無いとした。

審判部の判断に対して、Golden Balls Ltd 及び Intra-Pressé はそれぞれ、審決の取消を求めて一般裁判所（General Court）に出訴した。一般裁判所は Golden Balls Ltd の主張を認め、両標識は観念の点ではわずかに類似するが、関連する公衆（本件の場合には欧州連合の一般的な消費者）、特にフランス語を話す人々にとって、両標識は全体的に類似ではなく、混同

¹ 現在、サッカーの世界年間最優秀選手に授与される賞として知られている。

または連想を生じる虞が無いため、商標登録を認めるべきと判断した。また、第 8 条(5)に規定する相対的拒絶理由については、両標識には必要条件となる類似性がないため、異議申立はいずれにしても全体として棄却すべきであると結論付けた。

Intra-Pressé は CJEU に控訴した。

【CJEU による判示事項の概要】

CJEU は、関連する公衆の認定や先行商標の識別力に関して、一般裁判所の事実認定に明らかな誤りがあるという Intra-Pressé の主張を退け、第 8 条(1)(b)に規定される拒絶理由に該当しないとする一般裁判所の判断を維持した。

一方で、一般裁判所が、両標識が第 8 条(1)(b)の目的で非類似であるとの判断をもって、第 8 条(5)の目的でも非類似であると判断したことについては、CJEU は、第 8 条(1)(b)と第 8 条(5)とにおいて要求される類似の度合いは異なるという累次の判例を挙げつつ、両標識の間に概念上の類似性がわずかにでも認められる本件においては、先行商標の名声等の要素を考慮に入れた場合に、公衆が両商標の関連性を想起するかどうか、全体的な検討を行うべきだったとして、一般裁判所が法律上の判断を誤ったと認めた。そして、第 8 条(5)の拒絶理由について審理をあらためて行うよう、事件を OHIM の審判部に差し戻した。

<参考：関連条文の仮訳>

共同体商標規則第 8 条（相対的拒絶理由）

(1) 先の商標の所有者による異議申立に基づいて、次の場合は、出願商標は登録されない。

(a) その商標が先の商標と同一であって、登録出願の対象である商品又はサービスと保護されている先の商標の対象である商品又はサービスとが同一である場合

(b) その商標と先の商標との同一性又は類似性及びこれらの商標により包含された商品若しくはサービスの同一性又は類似性のために、先の商標が保護されている領域において公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合。この場合の混同の虞は、先の商標との連想を生じる虞を含む。

（中略）

(5) 更に、(2)の意味における先の商標の所有者の異議申立に基づいて、出願商標は、それが先の商標と同一又は類似であって登録されている先の商標の対象である商品若しくはサービスと同一又は類似でない商品若しくはサービスについて登録されようとしている場合、先の共同体商標に関してはその商標が共同体において名声を得ており、また、先の国内商標に関してはその商標が関係する加盟国において名声を得ている場合、及び出願商標を正当な理由なく使用することがその先の商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害することになる場合は、登録されない。

— CJEU の判決文は、以下参照 —

[JUDGMENT OF THE COURT \(Eighth Chamber\) 20 November 2014 In Joined Cases C-581/13 P and C-582/13 P, TWO APPEALS under Article 56 of the Statute of the Court of](#)

[Justice, lodged on 15 November 2013](#)

— 本判決に関する CJEU のプレスリリースは、以下参照 —

[Court of Justice of the European Union PRESS RELEASE No 156/14 Luxembourg, 20 November 2014 Judgment in Joined Cases C-581/13 P and C-582/13 P Intra-Press SAS v OHIM and Golden Balls Ltd \(PDF\)](#)

— 共同体商標規則²の日本語仮訳は、以下参照 —

[共同体商標に関する 2009 年 2 月 26 日付け理事会規則 No. 207/2009 \(PDF\)](#)

(以上)

² 本件に適用される旧共同体商標規則 No 40/94 は、2009 年 4 月 13 日に発効した新共同体商標規則 No 207/2009 に置き換えられているが、第 8 条(1)(b)及び第 8 条(5)は新旧規則の間で変更はない。